

# 愛川町新婚生活支援事業のご案内

新婚に伴う新生活を支援するため、結婚を機に取得した新たな住宅の購入や住宅賃借費用、引越しに係る経費を助成します。

## 【対象となる世帯】

\*次の要件をすべて満たす世帯です。

- ◆平成30年3月16日から平成31年3月15日までに婚姻届を提出し、愛川町内の補助対象住宅に住所を有すること
- ◆婚姻届が受理された時点で夫婦とも34歳以下

※対象期間中、35歳になる方はご注意ください。  
(婚姻届出の受理された日が、対象期間内かつ誕生日の前々日まで)  
(例)11月22日が誕生日の方は、前日(11月21日)に年齢が加算されるため(満35歳)、11月20日までが34歳以下の期限となります。

- ◆夫婦の前年分の所得の合計が600万円未満  
(申請時において、結婚を機に離職し無職の場合、離職した者について所得なしとします)
- ◆町税(国民健康保険税を含む)に未納がないこと

## 【対象となる費用】

平成30年1月1日から平成31年3月15日までの転入、転居に係る次の経費が対象です。

- ◆新規の住宅取得費用
- ◆新規の住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
- ◆新居への引越費用(引越業者又は運送業者への支払に要した費用に限る)

問い合わせ先

愛川町子育て支援課子ども福祉班

電話番号 046-285-2111 内線 3362

(裏面につづく)



(表面からの続き)

## 【助 成 額】

夫婦の前年分の所得により助成額が異なります。

- ◆合計所得が 340 万円未満の場合・・・上限 30 万円
- ◆合計所得が 340 万円以上 600 万円未満の場合・・・上限 15 万円

## 【提 出 書 類】

《申請される方は事前にご相談ください》

- ◆補助金交付申請書（第1号様式）
- ◆婚姻届受理証明書（又は婚姻後の戸籍謄本）
- ◆住宅取得の場合：売買契約書（写し）、領収書（写し）
- ◆住宅賃借の場合：賃貸借契約書（写し）、領収書（写し）
- ◆引越費用の場合：領収書（写し）※引越業者または運送業者利用のみ該当
- ◆住宅手当支給証明書（第2号様式）
- ◆夫婦の所得証明書
- ◆離職票又は退職証明書（婚姻を機に退職し、申請時、無職の場合）
- ◆貸与型奨学金の返済額がわかる書類（返済している場合のみ）
- ◆振込口座が確認できるもの（預貯金通帳、キャッシュカードなど）
- ◆その他、必要な書類

※印鑑をご持参ください。（朱肉を使用するもの、スタンプ印不可。）

※申請書類については町のホームページからダウンロードできます。

## 【申 請 期 限】

- ◆平成 31 年 3 月 29 日（金）まで

（予算額に達した場合、受付を終了する場合があります。）

※詳しくは子育て支援課へお問い合わせください。